

# 高石市立ふれあいゾーン複合センター

## 指定管理者公募要項

### 資料編

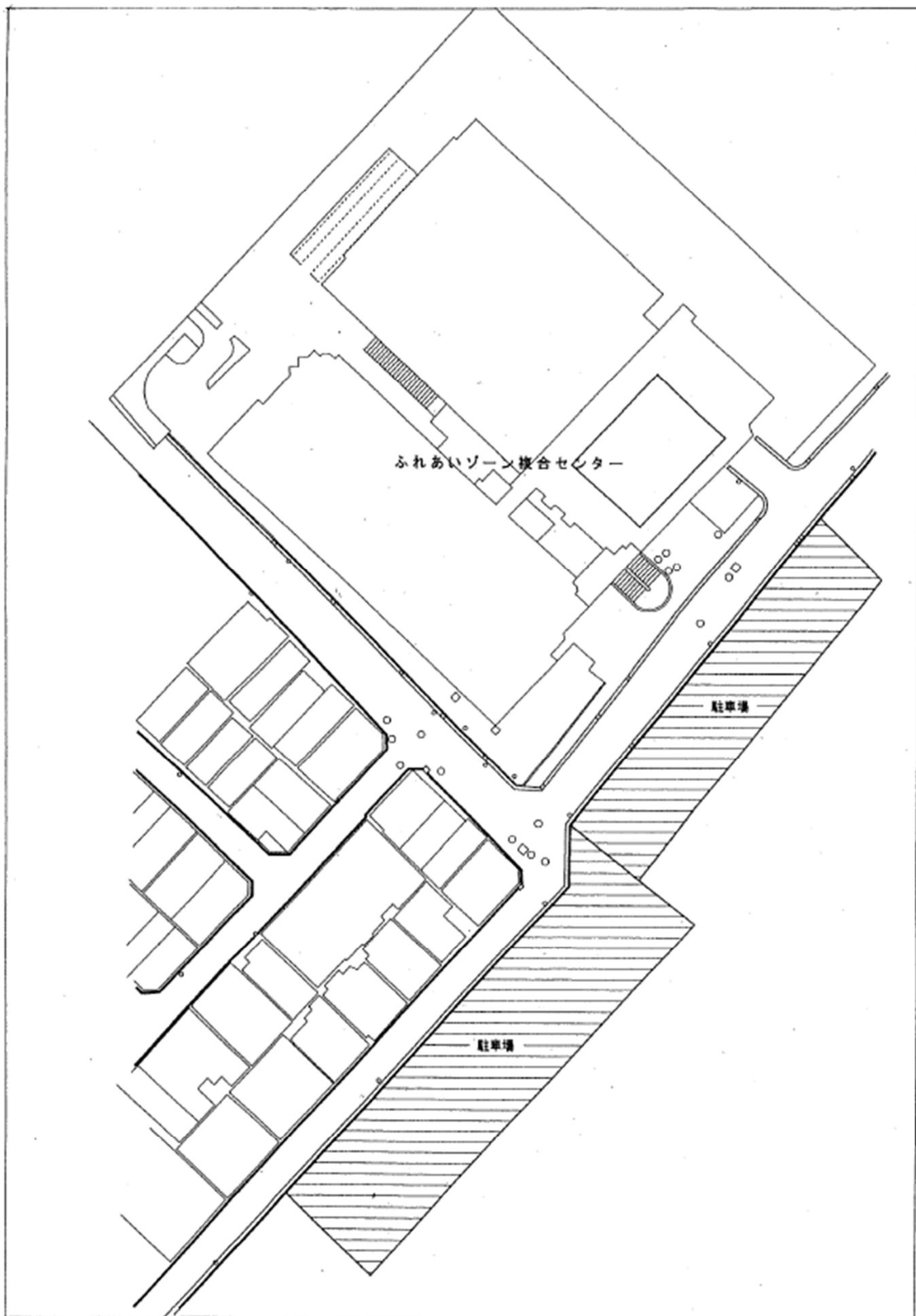
資料 1	高石市立ふれあいゾーン複合センター概要
資料 2	高石市立ふれあいゾーン複合センター見取図
資料 3	市が朝日放送株式会社から賃借している隣接地
資料 4	高石市立ふれあいゾーン複合センター管理スキーム図
資料 5	管理運営の基準
資料 6 - 1	令和 4 年度事業報告書抜粋
資料 6 - 2	令和 5 年度事業報告書抜粋
資料 6 - 3	令和 6 年度事業報告書抜粋
資料 7	高石市立ふれあいゾーン複合センター条例
資料 8	高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則
資料 9	高石市競争入札指名停止要綱
資料 10	高石市契約に係る暴力団体排除措置要綱

## 高石市立ふれあいゾーン複合センター概要

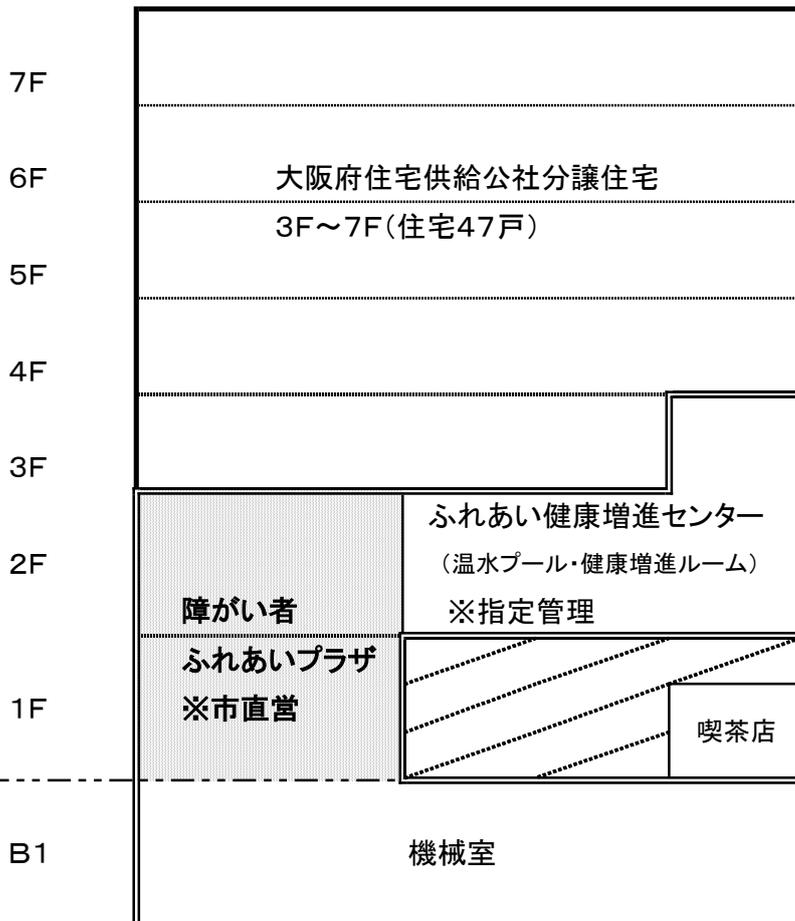
所在地	高石市綾園4丁目223番地の64	
建物諸元	建築面積	3,212.85㎡
	延床面積	4,110.96㎡(市施設分)
	構造等	地下1階、地上7階(1・2階障がい者ふれあいプラザ、2階・一部3階ふれあい健康増進センター、3～7階大阪府住宅供給公社分譲住宅47戸 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造)
ふれあい健康増進センター	面積	2,147.97㎡
温水プール	プール、コーチ室兼事務室、男女ロッカー室、男女シャワー室、トイレ(ロビー、プール)、ギャラリー、トレーニング室、機械室、	
健康増進ルーム	ジム、フィットネススタジオ、トイレ、機械室	
障がい者ふれあいプラザ	面積	1,962.99㎡
1階	日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業指導室、調理室、医療相談室、録音室、作業所(2団体5室)、作業所相談室(2室)、トイレ(男女各1、障がい者用2)、管理人室、機械室	
2階	事務室、実習室、料理実習室、音楽室、小会議室、資料室、談話室、倉庫、相談室、作業所(1団体1室)、タイムケア室、トイレ(男女各1、障がい者用2)、機械室	
自転車置場	収容台数	約100台



市が朝日放送株式会社から賃借している隣接地



高石市立ふれあいゾーン複合センター管理スキーム図



## 指定管理業務

- ① ふれあい健康増進センターの運営業務
  - ・市民の健康増進に係る助言・指導・講習
  - ・市民の健康増進に係る自主事業
- ② ふれあいゾーン複合センター施設の維持・管理
  - ・複合センター(1・2階・一部3階)部分の施設の運転・維持・管理
  - ・光熱水費等、管理経費の支払
  - ・清掃・警備・機械等の運転・保守

## その他附帯業務

- ① 管理組合の了承に基づき、住宅等を含む建物全体の保守・管理及び管理組合事務業務を別途契約

※ 特記:障がい者ふれあいプラザの運営は従来どおり市の直営で行う。

## 管理運営の基準

乙は、公の施設を管理する指定管理者としての責務を自覚し、指定施設の良好な維持・管理につとめるとともに、市民への平等なサービスに努める。

乙の実施する管理運営の基準は、次のとおりとする。

## 1 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

## (1) 指定施設の開館時間

開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、甲が必要と認めるときは、変更することができる。

## (2) 指定施設の休館日

- ① ふれあい健康増進センターの休館日は、毎週月曜日、1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日とする。ただし、甲が必要と認めるときは、変更することができる。
- ② 障がい者ふれあいプラザの休館日は、毎週日曜日、祝日（日曜日と重なるときは、その日後において最も近い祝日でない日）、1月2日から同月3日まで、12月29日から同月31日とする。

## 2 減免の基準

- ① 乙は、減免申請がある場合、甲と協議の上、利用料金を減免するものとする。この場合、甲は、乙が行う自主事業の管理運営計画等に支障が生じないように配慮する。
- ② 減免の協議を行う団体は、市内小・中学校、市内福祉団体とする。

## 3 管理運営業務

管理運営業務は、乙から提出された提案書に基づき行うものとする。ただし、提案書と異なる内容で実施しようとする場合は、甲乙協議し、合意した上で実施するものとする。

## (1) 指定施設における維持管理業務

- ① 指定施設の設備等の維持管理・点検業務に関すること。
- ② 指定施設の清掃業務、警備業務に関すること。
- ③ 綾園ふれあいゾーン管理組合との連携、業務等の協力に関すること。
- ④ 指定施設における防火管理体制に関すること。
- ⑤ 甲が開設する避難所に関すること。
- ⑥ 指定施設の維持管理に関すること。
- ⑦ 指定施設の管理運営に係る経費の支払いに関すること。

- (2) ふれあい健康増進センターにおける事業
  - ① 使用許可に関する業務
  - ② 市民の健康増進及び体力づくりに関する事業
  - ③ 市民の健康増進及び体力づくりのための助言、指導及び講習に関する事業
  - ④ 市民の保健福祉の向上に関する事業
  - ⑤ その他設置目的を達成するために必要な諸事業
- (3) ふれあい健康増進センターの利用促進に関する業務
  - ① 温水プール、健康増進ルームの利用促進業務
  - ② 指定施設及び実施する自主事業に関する広報活動業務
- (4) ふれあい健康増進センターにおける自主事業
  - ① 毎会計年度の事業計画により事業展開に努めること。
  - ② 設置目的の達成のため、魅力ある自主事業の企画立案及び実施に努めること。

## 令和4年度事業報告書より抜粋

## 1 ふれあい健康増進センター利用実績

利用者数

施設利用者数

	プール	健康増進ルーム	計
開場日数	305 日	308 日	308 日
無料入場者	3,411 名	1,519 名	4,930 名
大人(高校生以上)	32,343 名	6,471 名	38,814 名
小人(小学・中学生)	3,231 名	—	3,231 名
自主事業参加者	43,575 名	16,635 名	60,210 名
施設貸し	3,571 名	—	3,571 名
健幸づくり教室	—	3,113 名	3,113 名
利用者計	86,131 名	27,738 名	113,869 名

## 【プール利用状況について】

前年 73,423 名 前年比 117.3%

## 【健康増進ルームご利用者について】

前年 23,286 名 前年比 119.1%

※臨時休館について

空調設備工事（ボイラー入替）によるプール休館…令和4年8月9日～11日

1-2. 施設利用料収入

【単位： 件・円】

利用料金	利用施設	種別	利用時間	時期	単価	年度		
利用料金	温水プール	1回券	大人(高校生以上)	1時間	通常 270円	件数 10,830		
					夏期 160円	金額 2,587,830		
				2時間	通常 530円	件数 2,003		
				夏期 320円	金額 918,160			
			小人(小・中学生)	1時間	通常 130円	件数 1,932		
					夏期 80円	金額 220,660		
		2時間		通常 260円	件数 947			
			夏期 150円	金額 204,420				
		回数券	大人(高校生以上)	1時間	通常 2,700円	件数 1,307		
					夏期 1,600円	金額 3,304,500		
				2時間	通常 5,300円	件数 47		
				夏期 3,200円	金額 232,300			
			小人(小・中学生)	1時間	通常 1,300円	件数 27		
					夏期 800円	金額 31,100		
		2時間		通常 2,600円	件数 4			
			夏期 1,500円	金額 10,400				
		団体	30名以上	—	—	1割引	件数 0	
							金額 0	
			50名以上	—	—	2割引	件数 0	
							金額 0	
		100名以上	—	—	3割引	件数 0		
							金額 0	
		専用	1コース	1時間	—	3,150円	件数 0	
							金額 0	
		小計						件数 17,097
								金額 7,509,370
		健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	—	—	630円	件数 1,184
						金額 745,920		
回数券	大人(高校生以上)		—	—	6,300円	件数 109		
						金額 686,700		
小計						件数 1,293		
						金額 1,432,620		
プール&健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	—	—	950円	件数 28		
						金額 26,600		
	定期券	大人(高校生以上)	—	—	5,500円	件数 526		
						金額 2,893,000		
小計						件数 554		
						金額 2,919,600		
利用料金						件数 18,944		
						金額 11,861,590		

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和4年度 )

【単位：円】

	指定管理		自主事業		事業合計	収支計画	収支計画差異	
収入	指定管理料	87,642,440			87,642,440	83,000,000	4,642,440	
	利用料金	11,861,590			11,861,590	13,635,000	▲1,773,410	
			教室収入	57,692,850	57,692,850	56,575,000	1,117,850	
			自販機収入	235,024	235,024	600,000	▲364,976	
			物品販売	578,270	578,270	900,000	▲321,730	
			その他	14,592,837	14,592,837	12,000,000	2,592,837	
		駐車場管理収入	2,112,000		2,112,000	1,515,000	597,000	
合計	(A)	101,616,030		73,098,981	174,715,011	168,225,000	6,490,011	
支出		人件費	50,393,319	人件費	15,254,299	65,647,618	65,650,000	▲2,382
		通信運搬費	483,017			483,017	700,000	▲216,983
		旅費交通費	2,300			2,300	130,000	▲127,700
		消耗品費	401,415	消耗品費	674,672	1,076,087	1,485,000	▲408,913
		印刷製本費				0	330,000	▲330,000
		光熱水費	38,734,614	光熱水費	311,825	39,046,439	34,550,000	4,496,439
		維持管理費	30,810,105			30,810,105	28,000,000	2,810,105
		修繕費	4,907,826	修繕費	182,380	5,090,206	5,300,000	▲209,794
		備品購入費	357,462	備品購入費	522,124	879,586	1,000,000	▲120,414
		賃貸料	4,728,000	賃貸料	53,880	4,781,880	11,478,000	▲6,696,120
		保険料	58,149	保険料	76,776	134,925	200,000	▲65,075
		雑費	57,411			57,411	110,000	▲52,589
		一般管理費	2,789,145	一般管理費	3,588,030	6,377,175	6,377,000	175
				購入費	947,986	947,986	1,925,000	▲977,014
				委託料	4,788,905	4,788,905	5,985,000	▲1,196,095
合計	(B)	135,516,381		26,400,877	161,917,258	163,220,000	▲1,302,742	
収支	(A)-(B)	▲33,900,351		46,698,104	12,797,753	5,005,000	7,792,753	

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和4年度 )

■指定管理業務

【単位：円】

	指定管理	内訳	
収入	指定管理料	87,642,440	
	利用料金	11,861,590	
		0	
		0	
		0	
		0	
	駐車場管理収入	2,112,000	優先取得売上金
合計	(A)	101,616,030	
支出	人件費	50,393,319	給与・通勤交通費・福利厚生費等
	通信運搬費	483,017	電話・通信費等
	旅費交通費	2,300	通勤費以外の交通費（打ち合わせ等）
	消耗品費	401,415	指定管理業務に係る消耗品費
	印刷製本費	0	
	光熱水費	38,734,614	
	維持管理費	30,810,105	建物の維持管理に係る費用
	修繕費	4,907,826	
	備品購入費	357,462	指定管理業務に係る備品購入費
	賃貸料	4,728,000	駐車場の土地の賃借料
	保険料	58,149	施設保険料
	雑費	57,411	NHK・JASRAC等の手数料
	一般管理費	2,789,145	指定管理業務に係る本社経費
		0	
		0	
還元金	1,793,618		
合計	(B)	135,516,381	
収支	(A)-(B)	▲33,900,351	

※光熱水費の内訳について  
電気 …10,335,254円  
ガス …15,748,543円  
上下水道…12,650,817円

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和4年度 )

■自主事業業務

【単位：円】

	自主事業	内訳	
収入		0	
		0	
	教室収入	57,692,850	
	自販機収入	235,024	
	物品販売	578,270	
	その他	14,592,837	
		0	
合計	73,098,981		
支出	人件費	15,254,299	自主事業に係る給与・通勤交通費・福利厚生費等
		0	
		0	
	消耗品費	674,672	自主事業に係る消耗品費
		0	
	光熱水費	311,825	
		0	
	修繕費	182,380	
	備品購入費	522,124	自主事業に係る備品購入費
	賃貸料	53,880	行政財産使用料
	保険料	76,776	施設保険料
		0	
	一般管理費	3,588,030	自主事業に係る本社費
	購入費	947,986	商品販売の原価等
委託料	4,788,905	教室事業運営に係る委託費用	
		0	
合計	26,400,877		
収支	46,698,104		

※当該実績報告書において、その他収入には受託事業収入分12,350,992円が含まれていますが、今回公募においては、受託事業に係る費用を計上しないでください。

1 ふれあい健康増進センター利用実績

利用者数

施設利用者数

	プール	健康増進ルーム	計
開場日数	183 日	306 日	プール 183 日 健康増進ルーム 306 日
無料入場者	2,306 名	1,272 名	3,578 名
大人(高校生以上)	25,942 名	5,938 名	31,880 名
小人(小学・中学生)	4,088 名	—	4,088 名
自主事業参加者	23,723 名	15,805 名	39,528 名
施設貸し	1,715 名	—	1,715 名
健幸づくり教室	—	2,948 名	2,948 名
利用者計	57,774 名	25,963 名	83,737 名

【プール利用状況について】

前年 86,131 名      前年比 67.1%

【健康増進ルームご利用者について】

前年 27,738 名      前年比 93.6%

※臨時休館について

- ・改修工事のためプール休館…令和5年11月1日～令和6年3月31日
- ・受電設備高官による停電のため休館…令和6年2月1日～2月3日

1-2. 施設利用料収入

【単位： 件・円】

利用料金	利用施設	種別	利用時間	時期	単価	年度			
						件数	金額		
利用料金	温水プール	1回券	大人(高校生以上)	1時間	通常	270円	9,793		
				夏期	160円	2,174,960			
			2時間	通常	530円	2,474			
				夏期	320円	1,040,110			
			小人(小・中学生)	1時間	通常	130円	2,171		
				夏期	80円	231,930			
		回数券	大人(高校生以上)	1時間	通常	2,700円	845		
				夏期	1,600円	1,982,300			
			2時間	通常	5,300円	40			
				夏期	3,200円	182,600			
			小人(小・中学生)	1時間	通常	1,300円	51		
				夏期	800円	56,300			
		団体	30名以上	-	-	1割引	0		
			50名以上	-	-	2割引	0		
			100名以上	-	-	3割引	0		
		専用	1コース	1時間	通常	3,150円	0		
					夏期	2,100円	0		
		小計						16,823	5,959,070
		健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	-	-	630円	1,029	648,270
					-	-	6,300円	100	630,000
			回数券	大人(高校生以上)	-	-			
					-	-			
		小計						1,129	1,278,270
		プール& 健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	-	-	950円	23	21,850
-	-				5,500円	432	2,376,000		
定期券	大人(高校生以上)		-	-					
			-	-					
小計						455	2,397,850		
利用料金						18,407	9,635,190		

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和5年度 )

【単位：円】

	指定管理		自主事業		事業合計	収支計画	収支計画差異
収入	指定管理料	79,183,727			79,183,727	83,000,000	▲3,816,273
	利用料金	9,635,190			9,635,190	15,999,000	▲6,363,810
			教室収入	35,239,400	35,239,400	57,126,000	▲21,886,600
			自販機収入	209,821	209,821	612,000	▲402,179
			物品販売	565,775	565,775	918,000	▲352,225
			その他	9,022,998	9,022,998	12,000,000	▲2,977,002
	駐車場管理収入	2,112,000			2,112,000	2,112,000	0
合計	(A)	90,930,917		45,037,994	135,968,911	171,767,000	▲35,798,089
支出	人件費	48,485,282	人件費	11,930,819	60,416,101	66,307,000	▲5,890,899
	通信運搬費	444,213			444,213	700,000	▲255,787
	旅費交通費	14,024			14,024	130,000	▲115,976
	消耗品費	253,926	消耗品費	241,611	495,537	1,485,000	▲989,463
	印刷製本費				0	330,000	▲330,000
	光熱水費	21,676,939	光熱水費	183,081	21,860,020	34,550,000	▲12,689,980
	維持管理費	30,810,105			30,810,105	30,810,000	105
	修繕費	4,253,898	修繕費	135,410	4,389,308	5,300,000	▲910,692
	備品購入費	226,531	備品購入費	231,784	458,315	1,000,000	▲541,685
	賃貸料	4,728,000	賃貸料	53,880	4,781,880	4,782,000	▲120
	保険料	80,667	保険料	75,994	156,661	200,000	▲43,339
	雑費	63,452			63,452	110,000	▲46,548
	一般管理費	3,350,668	一般管理費	3,072,332	6,423,000	6,423,000	0
			購入費	692,453	692,453	1,925,000	▲1,232,547
			委託料	4,348,404	4,348,404	5,985,000	▲1,636,596
還元金	615,438			615,438		615,438	
合計	(B)	115,003,143		20,965,768	135,968,911	160,037,000	▲24,068,089
収支	(A)-(B)	▲24,072,226		24,072,226	0	11,730,000	▲11,730,000

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和5年度 )

■指定管理業務

【単位：円】

指定管理		内訳	
収入	指定管理料	79,183,727	
	利用料金	9,635,190	
		0	
		0	
		0	
	駐車場管理収入	2,112,000	優先取得売上金
合計 (A)	90,930,917		
支出	人件費	48,485,282	給与・通勤交通費・福利厚生費等
	通信運搬費	444,213	電話・通信費等
	旅費交通費	14,024	通勤費以外の交通費（打ち合わせ等）
	消耗品費	253,926	指定管理業務に係る消耗品費
	印刷製本費	0	
	光熱水費	21,676,939	
	維持管理費	30,810,105	建物の維持管理に係る費用
	修繕費	4,253,898	
	備品購入費	226,531	指定管理業務に係る備品購入費
	賃貸料	4,728,000	駐車場の土地の賃借料
	保険料	80,667	施設保険料
	雑費	63,452	NHK・JASRAC等の手数料
	一般管理費	3,350,668	指定管理業務に係る本社経費
		0	
	0		
還元金	615,438		
合計 (B)	115,003,143		
収支 (A)-(B)	▲24,072,226		

※光熱水費の内訳について  
電気 …7,218,191円  
ガス …6,525,891円  
上下水道…7,932,857円

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和5年度 )

■自主事業業務

【単位：円】

	自主事業	内訳	
収入		0	
		0	
	教室収入	35,239,400	
	自販機収入	209,821	
	物品販売	565,775	
	その他	9,022,998	
		0	
合計	45,037,994		
支出	人件費	11,930,819	自主事業に係る給与・通勤交通費・福利厚生費等
		0	
		0	
	消耗品費	241,611	自主事業に係る消耗品費
		0	
	光熱水費	183,081	
		0	
	修繕費	135,410	
	備品購入費	231,784	自主事業に係る備品購入費
	賃貸料	53,880	行政財産使用料
	保険料	75,994	施設保険料
		0	
	一般管理費	3,072,332	自主事業に係る本社費
	購入費	692,453	商品販売の原価等
委託料	4,348,404	教室事業運営に係る委託費用	
		0	
合計	20,965,768		
収支	24,072,226		

※当該実績報告書において、その他収入に受託事業収入分7,169,968円が含まれていますが、今回公募においては、受託事業に係る費用を計上しないでください。

令和6年度事業報告書より抜粋

資料6-3

1 ふれあい健康増進センター利用実績

利用者数

施設利用者数

	プール	健康増進ルーム	計
開場日数	184 日	307 日	プール 184 日 健康増進ルーム 307 日
無料入場者	2,179 名	1,292 名	3,471 名
大人(高校生以上)	22,748 名	6,546 名	29,294 名
小人(小学・中学生)	3,561 名	—	3,561 名
自主事業参加者	19,992 名	15,727 名	35,719 名
施設貸し	1,773 名	—	1,773 名
健幸づくり教室	—	2,723 名	2,723 名
利用者計	50,253 名	26,288 名	76,541 名

【プール利用状況について】

前年 57,774 名 前年比 87.0%

【健康増進ルームご利用者について】

前年 25,963 名 前年比 101.3%

※臨時休館について  
改修工事のためプール休館…令和6年11月1日～令和7年3月31日

1-2. 施設利用料収入

【単位： 件・円】

利用料金	利用施設	種別		利用時間	時期	単価	年度			
							件数	金額		
利用料金	温水プール	1回券	大人(高校生以上)	1時間	通常	270円	9,244			
					夏期	160円		2,071,610		
				2時間	通常	530円	1,872			
			夏期	320円		791,610				
			小人(小・中学生)	1時間	通常	130円	2,001			
					夏期	80円		216,630		
		2時間		通常	260円	998				
		夏期	150円		197,990					
		回数券	大人(高校生以上)	1時間	通常	2,700円	872			
					夏期	1,600円		2,036,500		
				2時間	通常	5,300円	34			
			夏期	3,200円		146,600				
			小人(小・中学生)	1時間	通常	1,300円	44			
					夏期	800円		49,200		
		2時間	通常	2,600円	8					
		夏期	1,500円		15,300					
		団体	30名以上	—	—	1割引	0			
			50名以上	—	—	2割引	0			
			100名以上	—	—	3割引	0			
		専用	1コース	1時間	通常	3,150円	0			
					夏期	2,100円	0			
		小計							15,073	5,525,440
		健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	—	—	630円	1,045		
								金額	658,350	
	回数券		大人(高校生以上)	—	—	6,300円	94			
							金額	592,200		
	小計							1,139	1,250,550	
	プール& 健康増進ルーム	1回券	大人(高校生以上)	—	—	950円	18			
							金額	17,100		
		定期券	大人(高校生以上)	—	—	5,500円	377			
金額							2,073,500			
小計							395	2,090,600		
利用料金							16,607	8,866,590		

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和6年度 )

【単位：円】

	指定管理	自主事業	事業合計	収支計画	収支計画差異	
収入	指定管理料	81,421,354		81,421,354	83,000,000 ▲1,578,646	
	利用料金	8,866,590		8,866,590	16,152,000 ▲7,285,410	
			教室収入	33,802,750	33,802,750	57,697,000 ▲23,894,250
			自販機収入	187,727	187,727	619,000 ▲431,273
			物品販売	255,755	255,755	927,000 ▲671,245
			その他	8,434,899	8,434,899	12,000,000 ▲3,565,101
		駐車場管理収入	2,112,000		2,112,000	2,112,000 0
合計	(A)	92,399,944	42,681,131	135,081,075	172,507,000 ▲37,425,925	
支出	人件費	47,234,780	人件費	12,792,083	60,026,863	66,970,000 ▲6,943,137
	通信運搬費	459,035		459,035	700,000 ▲240,965	
	旅費交通費	30,304		30,304	130,000 ▲99,696	
	消耗品費	257,194	消耗品費	310,241	567,435	1,485,000 ▲917,565
	印刷製本費				0	330,000 ▲330,000
	光熱水費	22,276,574	光熱水費	211,251	22,487,825	34,550,000 ▲12,062,175
	維持管理費	30,810,105			30,810,105	30,810,000 105
	修繕費	3,999,595	修繕費	80,344	4,079,939	5,300,000 ▲1,220,061
	備品購入費	181,560	備品購入費	224,551	406,111	1,000,000 ▲593,889
	賃貸料	4,728,000	賃貸料	53,880	4,781,880	4,782,000 ▲120
	保険料	65,269	保険料	63,387	128,656	200,000 ▲71,344
	雑費	67,277			67,277	110,000 ▲42,723
	一般管理費	3,337,443	一般管理費	3,132,557	6,470,000	6,470,000 0
			購入費	525,703	525,703	1,925,000 ▲1,399,297
		委託料	3,841,224	3,841,224	5,985,000 ▲2,143,776	
還元金	398,718			398,718	398,718	
合計	(B)	113,845,854	21,235,221	135,081,075	160,747,000 ▲25,665,925	
収支	(A)-(B)	▲21,445,910	21,445,910	0	11,760,000 ▲11,760,000	

※光熱水費の内訳について  
電気 …7,752,325円  
ガス …7,479,340円  
上下水道…7,044,909円

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和6年度 )

■指定管理業務

【単位：円】

	指定管理	内訳	
収入	指定管理料	81,421,354	
	利用料金	8,866,590	
		0	
		0	
		0	
	駐車場管理収入	2,112,000	優先取得売上金
合計	(A)	92,399,944	
支出	人件費	47,234,780	給与・通勤交通費・福利厚生費等
	通信運搬費	459,035	電話・通信費等
	旅費交通費	30,304	通勤費以外の交通費（打ち合わせ等）
	消耗品費	257,194	指定管理業務に係る消耗品費
	印刷製本費	0	
	光熱水費	22,276,574	
	維持管理費	30,810,105	建物の維持管理に係る費用
	修繕費	3,999,595	
	備品購入費	181,560	指定管理業務に係る備品購入費
	賃貸料	4,728,000	駐車場の土地の賃借料
	保険料	65,269	施設保険料
	雑費	67,277	NHK・JASRAC等の手数料
	一般管理費	3,337,443	指定管理業務に係る本社経費
		0	
	0		
還元金	398,718		
合計	(B)	113,845,854	
収支	(A)-(B)	▲21,445,910	

高石市ふれあい健康増進センター収支報告  
( 令和6年度 )

■自主事業業務

【単位：円】

	自主事業	内訳	
収入		0	
		0	
	教室収入	33,802,750	
	自販機収入	187,727	
	物品販売	255,755	
	その他	8,434,899	
		0	
合計	42,681,131		
支出	人件費	12,792,083	自主事業に係る給与・通勤交通費・福利厚生費等
		0	
		0	
	消耗品費	310,241	自主事業に係る消耗品費
		0	
	光熱水費	211,251	
		0	
	修繕費	80,344	
	備品購入費	224,551	自主事業に係る備品購入費
	賃貸料	53,880	行政財産使用料
	保険料	63,387	施設保険料
		0	
	一般管理費	3,132,557	自主事業に係る本社費
購入費	525,703	商品販売の原価等	
委託料	3,841,224	教室事業運営に係る委託費用	
		0	
合計	21,235,221		
収支	21,445,910		

※当該実績報告書において、その他収入には受託事業収入分6,446,112円が含まれていますが、今回公募においては、受託事業に係る費用を計上しないでください。

## ○高石市立ふれあいゾーン複合センター条例

昭和61年12月18日  
条例第18号

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条の2）

第2章 障がい者ふれあいプラザ（第6条—第16条）

第3章 ふれあい健康増進センター（第17条—第22条）

第4章 補則（第23条）

## 附則

第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、ふれあいゾーン複合センターの設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （名称及び位置）

第2条 ふれあいゾーン複合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高石市立ふれあいゾーン複合センター	高石市綾園4丁目223番地の64

## （施設の設置）

第3条 高石市立ふれあいゾーン複合センター（以下「複合センター」という。）に次の施設を設置する。

- (1) 障がい者ふれあいプラザ
- (2) ふれあい健康増進センター

（平22条7・一改）

## （管理）

第4条 複合センターは、市長が管理する。

（平22条7・一改）

## （職員）

第5条 複合センターに館長その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理）

第5条の2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、複合センターの管理（第7条各号に掲げる事業の計画及び実施を除く。）を指定管理者に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 複合センターの設備の維持及び管理
- (2) 第18条各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) その他市長が定める業務

（平22条7・追加）

## 第2章 障がい者ふれあいプラザ

(平22条7・改称)

(障がい者ふれあいプラザの設置目的)

第6条 障害者の福祉の増進と社会参加の促進を図るとともに、市民相互のふれあいと交流を促進するため、障がい者ふれあいプラザを設置する。

(平22条7・一改)

(事業)

第7条 障がい者ふれあいプラザは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日中活動を支援する事業
- (2) 障害者関係福祉団体に対する便宜の供与
- (3) 障害者及び市民に対する啓発事業
- (4) 市民相互のふれあいと文化・教養を高める事業
- (5) 前各号に定める場合のほか、設置目的を達成するために必要な諸事業

(平22条7・一改)

(使用者の範囲)

第8条 障がい者ふれあいプラザを使用することができる者は、市内に居住する障害者及びその家族並びに障害者福祉の増進に協力するボランティアとする。ただし、前条第4号で規定する事業で使用する場合のほか、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(平22条7・一改)

(使用の許可)

第9条 障がい者ふれあいプラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平22条7・一改)

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物、附属設備、器具等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平22条7・一改)

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）に対して、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わない

とき。

(2) 前条に規定する事由が発生したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により市長が特に必要と認めたとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定による使用許可の取消し等によつて使用者に損害が生じても、その責を負わない。

(平22条7・一改)

(使用料)

第12条 障がい者ふれあいプラザの使用料は、次項に定める場合を除き、無料とする。

2 第7条第4号及び第5号に定める事業については、その使用者は、使用許可の際に別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

3 前項に規定する使用者が附属設備等を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(平22条7・全改)

(使用料の減免)

第12条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(平22条7・追加)

(使用料の還付)

第12条の3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(平22条7・追加)

(目的外使用及び使用権譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、その使用許可に係る使用目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第14条 使用者は、障がい者ふれあいプラザに特別の設備又は装飾を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(平22条7・一改)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用の許可の取消し等を命ぜられたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、建物、附属設備、器具等を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第3章 ふれあい健康増進センター

(平22条7・全改)

(ふれあい健康増進センターの設置目的)

第17条 市民の健康増進と福祉の向上に資するため、市民自らが行き組む健康づくり活動の場を提供し、健康づくり・体力づくりの支援を行う施設として、ふれあい健康増進センターを設置する。

(平22条7・全改)

(事業)

第18条 ふれあい健康増進センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及び体力づくりに関する事業
- (2) 市民の健康増進及び体力づくりのための助言、指導及び講習に関する事業
- (3) 市民の保健福祉の向上に関する事業
- (4) その他設置目的を達成するために必要な諸事業

(平22条7・全改)

(使用の許可)

第19条 ふれあい健康増進センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平22条7・全改)

(利用料金)

第20条 前条の許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)は、使用許可の際にふれあい健康増進センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、所定の使用時間を超えて使用した場合は、その使用后、当該超過した時間に係る分の利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(平22条7・全改)

(利用料金の收受)

第21条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

(平22条7・全改)

(障がい者ふれあいプラザの規定の準用)

第22条 第10条、第11条及び第12条の2から第16条までの規定は、ふれあい健康増進センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「障がい者ふれあいプラザ」とあるのは「ふれあい健康増進センター」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(平22条7・全改)

#### 第4章 補則

(平22条7・旧5章繰上)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、複合センターの管理及び運営について必要な事

項は、市長が別に定める。

(平22条7・旧30条一改・繰上)

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和62年規則第1号で昭和62年4月1日から施行)

附 則 (平成3年12月12日条例第18号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成22年規則第19号で平成22年9月1日から施行)

(準備行為)

2 障がい者ふれあいプラザ及びふれあい健康増進センターの使用申込み受付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和元年12月19日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の別表第2に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードは、この条例による改正後の別表第2に掲げる利用料金の額に基づいて発行された回数カードとみなす。

別表第1 (第12条関係)

(平22条7・全改)

障がい者ふれあいプラザ使用料金表

使用区分	午前9時～午後 1時	午後1時～午後 6時	午後6時～午後 9時	午前9時～午後 9時
作業指導室	2,700円	3,400円	3,600円	9,000円
小会議室	900円	1,200円	1,500円	3,000円
音楽室	2,100円	2,600円	3,000円	7,500円
料理実習室	2,700円	3,400円	3,600円	9,000円
実習室	2,100円	2,600円	3,000円	7,500円

備考

- 1 使用者の住所 (法人又は事業所にあつては、所在地) が本市外であるときは、当該使用料金にその5割に相当する額を加算して徴収する。
- 2 使用時間を繰り上げ、又は超過した場合の使用料金は、1時間単位で繰り上げ、又は超過した時間の属する使用区分の当該使用料金の時間単位に換算した額に繰り

上げ、又は超過した時間数を乗じた額に相当する額を徴収する。この場合において、1時間未満は、1時間とみなす。

別表第2（第20条関係）

（平3条18・平22条7・全改、令元条22・一改）

ふれあい健康増進センター利用料金表

温水プール

区分				利用料金	
普通料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1人1回（2時間）	530円
				1人1回（1時間）	270円
				超過1時間までごと	270円
		小人（小・中学生）	1人1回（2時間）	260円	
			1人1回（1時間）	130円	
			超過1時間までごと	130円	
	回数カード	大人（高校生以上）	1枚（2時間11回）	5,300円	
			1枚（1時間11回）	2,700円	
		小人（小・中学生）	1枚（2時間11回）	2,600円	
			1枚（1時間11回）	1,300円	
団体	30人以上		所定料金の1割引		
	50人以上		所定料金の2割引		
	100人以上		所定料金の3割引		
	専用		1時間1コース 3,150円		
夏期料金	個人	普通	大人（高校生以上）	1人1回（2時間）	320円
				1人1回（1時間）	160円
				超過1時間までごと	160円
		小人（小・中学生）	1人1回（2時間）	150円	
			1人1回（1時間）	80円	
			超過1時間までごと	80円	
	回数カード	大人（高校生以上）	1枚（2時間11回）	3,200円	
			1枚（1時間11回）	1,600円	
		小人（小・中学生）	1枚（2時間11回）	1,500円	
			1枚（1時間11回）	800円	
団体	30人以上		所定料金の1割引		
	50人以上		所定料金の2割引		
	100人以上		所定料金の3割引		
	専用		1時間1コース 2,100円		

備考

- この表中「夏期料金」とは、7月1日から8月31日までの期間の利用料金をいい、

「普通料金」とは、夏期料金の期間以外の期間の利用料金をいう。

- 2 指導者による健康増進のためのプログラムを受講する場合は、上記の利用料金に加え、健康増進のために行う指導料金を加算することができる。

#### 健康増進ルーム

区分	利用料金
大人（高校生以上）	1人1回 630円

#### 備考

- 1 1回料金で、健康増進ルームのジム及びフィットネススタジオを共通利用できるものとする。
- 2 指導者による健康増進のためのプログラムを受講する場合は、上記の利用料金に加え、健康増進のために行う指導料金を加算することができる。

## ○高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則

平成22年 7 月 23 日

規則第20号

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則（昭和62年高石市規則第 2 号）の全部を次のように改正する。

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 障がい者ふれあいプラザ（第 8 条—第 20 条）

第 3 章 ふれあい健康増進センター（第 21 条—第 31 条）

第 4 章 補則（第 32 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高石市立ふれあいゾーン複合センター条例（昭和61年高石市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 高石市立ふれあいゾーン複合センター（以下「複合センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

（休館日）

第 3 条 複合センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(1) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）が日曜日と重なるとき その翌日

（平 23 規 6 ・ 一 改）

（職員）

第 4 条 複合センターに館長を置く。

2 複合センターに主幹、主査、主任、主事、保健師、看護師、理学療法士その他の職を置くことができる。

（平 28 規 13 ・ 一 改）

（職務）

第 5 条 館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主幹及び主査は、それぞれの上司の命を受けて担当事務を掌理する。

3 主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

4 主事は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 保健師、看護師及び理学療法士は、それぞれ上司の命を受けて業務に従事する。

(平28規13・一改)

(館長の専決事項)

第6条 館長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に重要な事項又は異例若しくは疑義のある事項は、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 複合センターの総合管理に関すること。
- (2) 管理組合に関すること。
- (3) 障がい者ふれあいプラザにおいて実施する各種教室その他の事業の参加者募集及び入退学に関すること。
- (4) 障がい者ふれあいプラザ（備品及び器具を含む。）の使用許可並びに使用料の徴収及び還付に関すること。
- (5) 特別設備等の設置の承認に関すること。
- (6) その他複合センターの管理運営に関すること。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認める者

第2章 障がい者ふれあいプラザ

(開館時間)

第8条 障がい者ふれあいプラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(休館日)

第9条 障がい者ふれあいプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 祝日。ただし、祝日が日曜日と重なるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(平23規6・一改)

(使用の申請)

第10条 条例第9条の規定により障がい者ふれあいプラザを使用しようとする者は、障がい者ふれあいプラザ使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用期日の6月前から3日前まで受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第11条 市長は、前条の申請により使用を許可したときは、障がい者ふれあいプラザ使

用許可書兼使用料領収証（様式第2号）を交付する。この場合において、市長は、使用の許可に際し、必要な条件を付することができる。

（利用証）

第12条 障がい者ふれあいプラザを個人で使用する場合において、市長が適当と認めるときは、前条の規定にかかわらず、障がい者ふれあいプラザ利用証（様式第3号。以下「利用証」という。）の交付をもって同条の使用の許可にかえることができる。

2 利用証の有効期限は、3年以内で市長が定める日までとする。

3 利用証は、障がい者ふれあいプラザの使用とき、提示しなければならない。

4 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 利用証の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

6 利用証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

（使用の変更等）

第13条 使用の許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）が許可された使用を変更しようとするときは、障がい者ふれあいプラザ使用変更申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、障がい者ふれあいプラザ使用変更許可書兼使用料領収証（様式第5号）を交付する。

（附属設備等の使用料）

第14条 条例第12条第3項の規定により使用料を納付しなければならない附属設備等及び使用料金は、別表に定めるとおりとする。

（使用料の減免）

第15条 条例第12条の2の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 公共団体又は公共的団体が公用、公共用その他の公益上の目的のために使用するとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、障がい者ふれあいプラザ使用料減免申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

（使用料の還付）

第16条 条例第12条の3ただし書きの規定により使用料の還付をすることができる場合は、使用者の責に帰すことのできない事由により使用できなくなったときに限るものとする。

2 前項の還付を受けようとする者は、速やかに障がい者ふれあいプラザ使用料還付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（特別設備等の承認）

第17条 条例第14条の規定により特別の設備又は装飾（以下「特別設備等」という。）

の設置の承認を受けようとする者は、障がい者ふれあいプラザ特別設備等設置承認申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、特別設備等の設置の承認をしたときは、障がい者ふれあいプラザ特別設備等設置承認書（様式第9号）を交付する。

（使用者の遵守義務）

第18条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用期間中その使用に係る施設、附属設備、器具等を善良な管理者の注意義務をもって使用すること。
- (2) 使用の許可を受けた以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。
- (3) 使用の許可に付された条件を厳守すること。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は危険性を伴う物品を障がい者ふれあいプラザ内に持ち込まないこと。
- (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけること。
- (6) その他複合センターの職員の指示に従うこと。

（破損等の届出）

第19条 使用者及び入館者は、建物、附属設備、器具等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（使用後の点検）

第20条 使用者は、障がい者ふれあいプラザの使用を終了したときは、直ちに複合センターの職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

### 第3章 ふれあい健康増進センター

（開館時間）

第21条 ふれあい健康増進センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、条例第5条の2に規定する指定管理者（以下この章において「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができる。

（休館日）

第22条 ふれあい健康増進センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（平23規6・一改）

（使用の許可）

第23条 条例第19条の規定により使用の許可を受けようとする者は、条例第20条第2項の規定により定められた利用料金を納付し、入場券の交付を受けるものとする。

2 前項の入場券の交付をもって、ふれあい健康増進センターの使用の許可とみなす。

(団体使用及び専用使用)

第24条 団体使用(成人が引率する30人以上の集団で温水プールを使用することをいう。)又は専用使用(成人が引率するおおむね10人以上の集団で温水プールの全部又は一部を専有して使用することをいう。)をしようとする者は、温水プール使用許可申請書(様式第10号)により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用期日の1月前から10日前まで受け付けするものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前2項の申請により使用を許可したときは、温水プール使用許可書兼使用料領収証(様式第11号。以下「使用許可書」という。)を交付する。この場合において、指定管理者は、使用の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(入場券等の提示)

第25条 前2条の規定により、ふれあい健康増進センターの使用許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)は、入退場時に入場券又は使用許可書の提示を求められた場合は、これらを提示しなければならない。

(優先使用)

第26条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、優先使用の許可を与えることができるものとする。

- (1) 公共団体又は公共的団体が公用、公用的その他の公益上の目的のため使用するとき。
- (2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(使用の制限)

第27条 温水プールにおいて、条例第22条において準用する条例第10条第5号に規定する指定管理者が適当でないとき認めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小学生未満の幼児で保護者が同行しないとき。
- (2) 小・中学生の午後6時から午後9時までの使用において、成人が引率しないとき。
- (3) 酒気をおびているとき認めるとき。
- (4) 伝染性の病気にかかっていると認めるとき。
- (5) 団体使用又は専用使用の場合の使用形態が次に掲げる形態であるとき。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

ア 1日に2時間を超える使用の場合

イ 連続して5日以上にわたる使用の場合

ウ 1月で9日を超える使用の場合

- (6) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(特別設備等の承認)

第28条 条例第22条において準用する条例第14条の規定により特別設備等の設置の承認を受けようとする者は、ふれあい健康増進センター特別設備等設置承認申請書(様式第12号)により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、特別設備等の設置の承認をしたときは、ふれあい健康増進センター特別設備等設置承認書(様式第13号)を交付する。

(利用料金の減免)

第29条 条例第22条において準用する条例第12条の2の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 公共団体又は公共的団体が公用、公共用その他の公益上の目的のために使用するとき。
- (2) 次に掲げる者が使用するとき。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ 療育手帳（児童相談所、知的障害者更生相談所等判定機関において知的障害であると判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - エ 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により医療受給者証の交付を受けている者
  - オ その他アからエまでに準ずる者であつて、指定管理者が特に必要と認める者
- (3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項第1号及び第3号の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、ふれあい健康増進センター利用料金減免申請書（様式第14号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 第1項第2号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、入退場時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医療受給者証（以下「手帳等」という。）を提示しなければならない。この場合において、手帳等の提示をもって、ふれあい健康増進センターの使用の許可とみなす。

（平31規3・一改）

(利用料金の還付)

第30条 条例第22条において準用する条例第12条の3の規定により利用料金の還付をすることができる場合は、利用者の責に帰すことのできない事由により利用できなくなったときに限るものとする。

2 前項の還付を受けようとする者は、速やかにふれあい健康増進センター利用料金還付請求書（様式第15号）により指定管理者に請求しなければならない。

3 第23条の規定により入場券の交付を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、ふれあい健康増進センター振替入場券（様式第16号）の交付をもって利用料金の還付にかえることができる。

(障がい者ふれあいプラザの規定の準用)

第31条 第18条及び第19条の規定は、ふれあい健康増進センターについて準用する。この場合において、第18条第4号中「障がい者ふれあいプラザ」とあるのは、「ふれあい

健康増進センター」と読み替えるものとする。

#### 第4章 補則

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第13号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第14条関係)

附属設備等使用料金表 (基本料金)

品名	単位	使用料 (1回につき)	付記
ピアノ	1台	1,000円	
調理台	1台	200円	

備考

- (1) 附属設備等の使用は、午前（午前9時から午後1時まで）、午後（午後1時から午後6時まで）、夜間（午後6時から午後9時まで）の使用区分をもってそれぞれ1回とする。
- (2) 使用時間を繰り上げ、又は超過した場合の使用料金は、1時間単位で当該基本料金の2.5割に相当する額を加算して徴収する。この場合において、1時間未満は、1時間とみなす。
- (3) 器具等を持ち込んで使用する場合は、この表に定める基本料金の4割に相当する額を徴収する。

様式第1号(第10条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用許可申請書

年 月 日

高石市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり障がい者ふれあいプラザを使用したいので許可くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日 午 前 後	時 分 分 秒				
	年 月 日 午 前 後	時 分 分 秒				
使用目的						
使用室名	作業指導室 料理実習室	小会議室 実習室	音楽室			
使用人員	名		冷・暖房	要・否		
附属設備	使用の有無 有・無	使用する附属設備名				
(備考)				日付印 領収		
※減免申請	有・無		減免の割合			
※使用料	基本 料金	市外 加算 料金	附属 設備	冷暖房 料金	減免額	差引 使用料
	円	円	円	円	円	円

※印欄は、記入しないでください。

本件上記のとおり 許可してよろしいか。					

様式第2号(第11条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用許可書兼使用料領収証

許可第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザの使用について下記のとおり許可する。

高石市長 印

使用日時	年 月 日 午 前 後 時 分から
	年 月 日 午 前 後 時 分まで
使用目的	
使用室名	作業指導室 小会議室 音楽室 料理実習室 実習室
使用人員	名 冷・暖房 要・否
附属設備	使用の有無 有・無
	使用する附属設備名
(備考)	日付印 領収
※減免申請	有・無 減免の割合
※使用料	基本料金 市外加算料金 附属設備 冷暖房料金 減免額 差引使用料
	円 円 円 円 円 円 円

使用許可条件

- 1 高石市立ふれあいゾーン複合センター条例及び同施行規則を遵守すること。
- 2 その他必要なことは、複合センターの職員の指示に従うこと。

様式第3号(第12条関係)

(表)

障がい者ふれあいプラザ利用証	
(フリガナ)	
氏名	_____男・女
住所	_____
	_____年 月 日生
上記の者に、障がい者ふれあいプラザの利用を許可します。	
	高石市長
	印
1 入館のときは、この利用証を必ず受付係員に提示してください。	
2 有効期限は、_____年3月31日までです。	

(裏)

1 利用証は、本人以外使用できません。
2 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 利用証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに届け出ること。
4 利用証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに届け出ること。
5 利用証が必要でなくなったとき、又は利用証の有効期限を経過したときは、必ず返還すること。

様式第4号(第13条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用変更申請書

年 月 日

高石市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第13条の規定により障がい者ふれあいプラザの使用を変更したいので申請します。

使用許可番号	許可第 _____ 号( _____ 年 _____ 月 _____ 日交付)						
変更内容	事項	変更前			変更後		
	使用日	_____ 年 _____ 月 _____ 日( 曜)			_____ 年 _____ 月 _____ 日( 曜)		
	使用時間	午 前 後	時 分	から	午 前 後	時 分	から
		午 前 後	時 分	まで	午 前 後	時 分	まで
	使用場所						
附属設備							
冷暖房							
変更理由							
(備考)					日付印	領収	
※既に納付した使用料					円( _____ 年 _____ 月	日納付)	
※減免申請	有・無		減免の割合				
※使用料	基本料金	市外加算料金	附属設備	冷暖房料金	減免額	差引使用料	
	円	円	円	円	円	円	

※印欄は、記入しないでください。

本件上記のとおり許可してよろしいか。						
--------------------	--	--	--	--	--	--

様式第5号(第13条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用変更許可書兼使用料領収証

変更許可第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザの使用の変更について下記のとおり許可する。

高石市長 印

使用許可番号	許可第 _____ 号( _____ 年 _____ 月 _____ 日交付)					
変更内容	事項	変更前			変更後	
	使用日	年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 曜)			年 _____ 月 _____ 日( _____ 曜)	
	使用時間	午 前 _____ 時 _____ 分から	午 前 _____ 時 _____ 分から	後 _____ 時 _____ 分まで	後 _____ 時 _____ 分まで	
		午 前 _____ 時 _____ 分まで	午 前 _____ 時 _____ 分まで	後 _____ 時 _____ 分まで	後 _____ 時 _____ 分まで	
	使用場所					
附属設備						
冷暖房						
変更理由						
(備考)					日付印	領収
※既に納付した使用料	円( _____ 年 _____ 月 _____ 日納付)					
※減免申請	有・無		減免の割合			
※使用料	基本料金	市外加算料金	附属設備	冷暖房料金	減免額	差引使用料
	円	円	円	円	円	円

使用許可条件

- 1 高石市立ふれあいゾーン複合センター条例及び同施行規則を遵守すること。
- 2 その他必要なことは、複合センターの職員の指示に従うこと。

様式第6号(第15条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用料減免申請書

年 月 日

高石市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第15条の規定により使用料を減免くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後					
使用目的						
使用室名						
附属設備						
申請理由						
※減免割合						
※使用料	基本料金	市外加算 料金	附属設備	冷暖房料 金	減免額	差引使用料
	円	円	円	円	円	円
※使用変更 による追加 料金	円	円	円	円	円	円
※合計金額	円	円	円	円	円	円

※印欄は、記入しないでください。

本件上記の とおり減免 してよろし いか。					

様式第7号(第16条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ使用料還付請求書

年 月 日

高石市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第16条の規定により使用料を還付くださるよう請求します。

使用日時	年 月 日( )午 前 時 分~午 前 時 分 後 後					
使用室名						
附属設備						
還付理由						
※納付年月日	年 月 日			還付の割合		
※納付した使用料の内訳	基本料金	市外加算料金	附属設備	冷暖房料金	減免額	差引使用料
	円	円	円	円	円	円
※追加料金を用いた追加料金	円	円	円	円	円	円
※合計納付金額	円	円	円	円	円	円
※還付金額	円	円	円	円	円	円
口座振替	振替先					
	預金種別					
	口座名義					
	口座番号					

※印欄は、記入しないでください。

口座振替の場合は、口座名義が請求者本人に限ります。

様式第8号(第17条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ特別設備等設置承認申請書

年 月 日

高石市長 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第17条の規定により特別設備等の設置の承認を受けたく申請します。

使用日時	年 月 日( )午 前 時 分～午 前 時 分 後 後
使用目的	
使用室名	
特別設備等の内容	

本件上記のとおり承認してよろしいか。					

様式第9号(第17条関係)

No. \_\_\_\_\_

障がい者ふれあいプラザ特別設備等設置承認書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

障がい者ふれあいプラザの特別設備等の設置について、下記のとおり承認する。

高石市長 印

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後
使用目的	
使用室名	
特別設備等の内容	
備考	

※特別設備等の設置及び撤去に当たっては、係員の指示に従って行うこと。

様式第10号(第24条関係)

No. \_\_\_\_\_

温水プール使用許可申請書

年 月 日

ふれあい健康増進センター  
指定管理者 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり温水プールを使用したいので許可くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日( )午 前 時 分~午 前 時 分 後 後						
使用目的							
団体・専用 使用の別							
使用責任者名						TEL	
使用設備 ・備品							
使用人員	男	大人 名 小人 名	女	大人 名 小人 名	計	大人 名 小人 名	
(備考)						日付印 領収	
※減免申請	有 無	※減免の割合					
※使用料	円		※減免額	円		※差引使用料	円

※印欄は、記入しないでください。

本件上記の とおり許可 してよろし いか。						

様式第11号(第24条関係)

No. \_\_\_\_\_

温水プール使用許可書兼使用料領収証

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

温水プールの使用について下記のとおり許可する。

ふれあい健康増進センター指定管理者 印

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後									
使用目的										
団体・専用 使用の別										
使用責任者名								TEL		
使用設備・ 備品										
使用人員	男	大人 名	女	大人 名	計	大人 名	小人 名	小人 名	小人 名	
(備考)							日付印 領収			
※減免申請	有 無	※減免の割合								
※使用料	円			※減免額	円		※差引使用料	円		

使用許可条件

- 1 高石市立ふれあいゾーン複合センター条例及び同施行規則を遵守すること。
- 2 その他必要なことは、指定管理者の指示に従うこと。

様式第12号(第28条関係)

No. \_\_\_\_\_

ふれあい健康増進センター特別設備等設置承認申請書

年 月 日

ふれあい健康増進センター  
指定管理者 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第28条の規定により特別設備等の設置の承認を受けたく申請します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後
使用目的	
特別設備内容	

本件上記のとおり承認してよろしいか。						

様式第13号(第28条関係)

No. \_\_\_\_\_

ふれあい健康増進センター特別設備等設置承認書

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

ふれあい健康増進センターの特別設置等の設置について、下記のとおり承認する。

ふれあい健康増進センター指定管理者 印

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 時 分 ~ 午 前 時 分 後 後
使用目的	
特別設備内容	
備考	

※ 特別設備等の設置及び撤去に当たっては、係員の指示に従って行うこと。

様式第14号(第29条関係)

No. \_\_\_\_\_

ふれあい健康増進センター利用料金減免申請書

年 月 日

ふれあい健康増進センター  
指定管理者 様

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第29条の規定により利用料金を減免  
くださるよう申請します。

使用日時	年 月 日( )午 前後 時 分～午 前後 時 分				
使用目的					
団体・専用 使用の別					
使用人員					
申請理由					
※減免の割合					
※使用料	円	※減免額	円	※差引使用料	円

※印欄は、記入しないでください。

本件上記のと おり減免して よろしいか。						

様式第15号(第30条関係)

No. \_\_\_\_\_

ふれあい健康増進センター利用料金還付請求書

年 月 日

ふれあい健康増進センター

指定管理者 様

団体名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

高石市立ふれあいゾーン複合センター条例施行規則第30条の規定により下記のとおり還付くださるよう請求します。

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 後 時 分 ~ 午 前 後 時 分		
使用目的			
団体・専用 使用の別			
使用人員			
還付理由			
※納付年月日		※納付済額	円
※還付の割合		※還付額	円
口座振替	振替先		
	預金種別		
	口座名義		
	口座番号		

※印欄は、記入しないでください。

口座振替の場合は、口座名義が請求者本人に限ります。

様式第16号(第30条関係)

ふれあい健康増進センター振替入場券

(大人・小人) (普通・夏期用)  
(健康増進ルーム)

入場するとき、この券を窓口に出して下さい。  
1人1回 時間以内、健康増進ルーム(終日)  
日付・印なきものは無効

入場時刻

発行年月日

ふれあい健康増進センター指定管理者 印

## 高石市競争入札指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入、請負業務、委託業務、賃貸借等（以下「工事等」という。）の入札契約事務の適正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、有資格者（高石市契約規則（平成7年高石市規則第3号）第6条に定める有資格者をいう。以下同じ。）の指名停止等の措置（以下「停止措置」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等有資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長など契約締結権限を有する者（別表に定める措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実又は行為の発生時に役員等であった者を含む。）をいう。
- (2) 使用人有資格者が使用する者のうち、役員等以外の全てのもの（措置要件に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）をいう。この場合において、有資格者との雇用契約の有無は問わない。

(停止措置等)

第3条 市長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、高石市指名業者選定委員会（高石市指名業者選定委員会規則（昭和45年高石市規則第11号）第1条に定める指名業者選定委員会をいう。以下「指名業者選定委員会」という。）に諮って、別表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について停止措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により停止措置を講じたときは、指名競争入札において、現に停止措置を受けている有資格者（以下「指名停止有資格者」という。）を指名しないものとする。
- 3 市長は、指名競争入札において、指名している有資格者に停止措置を講じたときは、当該指名を取消すものとする。
- 4 市長は、一般競争入札を実施するときは、指名停止有資格者を当該一般競争入札に参加させないものとする。
- 5 市長は、一般競争入札において、入札参加資格を認めた後に当該有資格者に停止措置を講じたときは、当該入札参加資格を取消すものとする。
- 6 市長は、随意契約をするときは、指名停止有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害等における緊急の必要があるとき、特殊な技術を必要とするとき又は市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 7 指名停止期間の起算日は、指名業者選定委員会に諮った後、市長が措置要件に該当する事実を認定した日とする。

(下請負人等及び共同企業体に関する停止措置)

第4条 市長は、前条第1項の規定により停止措置を講じる場合において、当該停止措置について責めを負うべき有資格者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）があるときは、当該下請負人等について、指名業者選定委員会に諮って、元請負人の指名停止期間の範囲内において停止措置を講じるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について停止措置を講じるときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（当該停止措置について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について、指名業者選定委員会に諮って、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で停止措置を講じるものとする。

3 市長は、共同企業体の構成員である有資格者について停止措置を講じるときは、当該共同企業体について、指名業者選定委員会に諮って、当該有資格者の指名停止期間の範囲内で停止措置を講じるものとする。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格者が同一の事案により措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件に該当する期間のうち最も長いものをもって指名停止期間とする。

2 指名停止有資格者が他の事案により新たに措置要件に該当することとなったときは、新たに該当することとなった措置要件に該当する期間に既に措置されている指名停止期間の残期間を加算するものとする。ただし、加算後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。

3 指名停止期間終了後1年を経過するまでの間に同一の有資格者が他の事案により再度措置要件に該当することとなった場合の指名停止期間は、当該措置要件に該当する期間を1.5倍するものとする。ただし、1.5倍後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。

4 措置要件について、有資格者に極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたものであるときは、当該措置要件に該当する期間を2倍するものとする。ただし、2倍後の指名停止期間は、3年を超えることはできない。

5 措置要件について、有資格者に情状酌量すべき事由があるときは、情状に応じて当該措置要件に該当する期間を2分の1まで短縮することができる。ただし、短縮後の指名停止期間は、1月を下回ることはできない。

6 市長は、別表第8項のいずれかに該当する指名停止有資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第8項に定める期間を2分の1まで短縮することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する事実が、指名停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの指名停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

(1) 指名停止有資格者より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4第1項から第3項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用された旨の申出を受け、その事実を確認したとき。

(2) 指名停止有資格者より、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定に基づく課徴金減免申請を行い、同法第7条の2に規定に基づく売上額（課徴金算定の基礎となる売上額）が存在しない理由により同法第7条の2の規定に基づく課徴金納付命令の対象とならなかった旨の申出を受け、その事実を確認したとき。

(3) 指名停止有資格者より、独占禁止法第7条の2第3項に基づき課徴金算定率が軽減

された旨の申出を受け、その事実を確認したとき。

(指名停止期間の変更)

第6条 市長は、指名停止有資格者について情状酌量すべき事由又は極めて悪質な事実が判明したときは、指名業者選定委員会に諮って、当該指名停止有資格者の指名停止期間の2分の1又は2倍の範囲内で指名停止期間を変更することができる。ただし、変更後の指名停止期間は、1月を下回り、又は3年を超えることはできない。

(停止措置の解除)

第7条 市長は、指名停止有資格者が、当該停止措置の措置要件に該当することとなった事案について責めを負わないことが明らかになったときは、指名業者選定委員会に諮って、速やかに当該停止措置を解除するものとする。

(指名停止期間の継続)

第8条 指名停止有資格者が、その資格を取り下げ、若しくは取り消され、又は参加資格有効期間が満了した場合においても、指名停止期間は継続するものとする。なお、指名停止期間中に、改めて有資格者となった場合においても同様とする。

(通知)

第9条 市長は、第3条第1項の規定により停止措置を講じたとき、第6条の規定により指名停止期間を変更したとき又は第7条の規定により停止措置を解除したときは、遅滞なく当該有資格者にその旨を通知するものとする。ただし、市長が有資格者に通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、この限りでない。

(下請負人等の制限)

第10条 市長は、契約を締結した有資格者から下請負又は再委託の承認請求があった場合において、下請負又は再委託しようとする下請負人等が指名停止有資格者であるときは、下請負又は再委託の承認をしないものとする。ただし、災害等における緊急の必要があるとき、特殊な技術を必要とするとき又は市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(停止措置の承継)

第11条 指名停止有資格者から合併等により指名停止有資格者の営業を実質的に承継したと認められる有資格者は、当該指名停止有資格者の停止措置を承継するものとする。

(警告又は注意喚起)

第12条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、指名業者選定委員会に諮って、有資格者に対して口頭又は文書による警告又は注意喚起を行うことができる。

(指名回避等)

第13条 市長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、第3条第1項の規定により停止措置を講じるまでの間、当該有資格者に対する指名回避又は入札参加の取消し(以下「指名回避等」という。)を行うことができる。

2 市長は、有資格者が不渡手形を発行するなど経営不振に陥ったときは、経営が再建されたと認められる日まで指名回避等を行うものとする。

3 前2項の規定による指名回避等は、当該指名回避等の事由となった事実を市長が確認した日から起算するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により指名回避等を行った有資格者が、措置要件に該当しないことが明らかになったと認めるとき、又は第2項の規定により指名回避等を行った有資格者の経営が再建されたと認められるときは、当該指名回避等を解除するものとする。
- 5 第3条第2項から第6項まで、第4条、第9条、第10条、第11条並びに第12条の規定は、第1項及び第2項の規定により指名回避等を行う場合について準用する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高石市競争入札指名停止要綱の規定によってした指名停止措置は、この要綱による改正後の高石市競争入札指名停止要綱の規定によってした停止措置とみなす。

## 別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市発注工事等の契約に関して、次の各号に掲げる書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 一般競争入札等における参加申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の提出書類</p>	6月
<p>(粗雑工事等)</p> <p>2 本市発注工事等について、有資格者が故意又は過失により粗雑な工事の施工、粗雑な業務の実施、粗雑な物品の納品等をし、又は品質、数量等について不正の行為をしたと認められるとき。ただし、契約不適合が軽過失に起因し、かつ、契約不適合の程度が軽微なときはこの限りでない。</p>	3月
<p>(契約違反等)</p> <p>3 有資格者が、本市発注工事等の契約の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者の責により、契約の履行遅滞による違約金の請求がなされた場合</p> <p>ア 遅滞日数が30日以内のとき。</p> <p>イ 遅滞日数が30日を超えるとき。</p> <p>(2) 有資格者の責により、契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 完成保証人に対する履行請求、又は損害保険会社等に保険金の請</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>1年</p> <p>1年</p>

<p>求等がなされた場合</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められた場合</p>	2月
<p>(安全管理措置)</p> <p>4 有資格者が、本市発注工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>5 有資格者が、大阪府内における一般工事等の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>3月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1月～3月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>6 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかの者に対して行った刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による贈賄の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市職員</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p> <p>(2) 本市以外の公共機関の職員</p> <p>ア 役員等</p> <p>イ 使用人</p>	<p>3年</p> <p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>7 役員等又は使用人が、その業務に関し本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。</p>	1年
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 有資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発を受け、逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市以外の公共機関発注の工事等</p> <p>ウ 公共機関以外発注の工事等</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、又は違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合</p> <p>ア 本市発注工事等</p>	<p>3年</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>18月</p>

イ 本市以外の公共機関発注の工事等	6月
ウ 公共機関以外発注の工事等	6月
<p>(建設業法違反)</p> <p>9 有資格者、役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕され、送検され、又は起訴された場合</p> <p>ア 本市発注工事等 1年</p> <p>イ 本市発注工事等以外</p> <p>(ア) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。) 6月</p> <p>(イ) 府外発注工事等 3月</p> <p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 3月</p> <p>イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分 6月</p> <p>(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合 (前号の場合を除く。) 又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第15条の規定に違反し、アの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>(ア) 本市発注工事等 2月</p> <p>(イ) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。) 2月</p> <p>(ウ) 府外発注工事等 1月</p> <p>イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(ア) 本市発注工事等 6月</p> <p>(イ) 府内発注工事等 (本市発注工事等を除く。) 3月</p> <p>(ウ) 府外発注工事等 2月</p> <p>(4) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p> <p>ア 同条第1項第5号又は第6号に基づく取消処分 6月</p> <p>イ アの処分以外の取消処分 3月</p>	
<p>(入札等)</p> <p>10 有資格者、役員等又は使用人が本市発注工事等の入札等の事務の執行にあたり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 1年</p> <p>(2) 落札 ( 随意契約による業者決定を含む。 ) したにも関わらず、契約を締結しなかった場合 6月</p> <p>(他の業者の妨害)</p> <p>11 役員等又は使用人が、本市発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が</p>	1年

<p>契約を履行することを妨げたとき。</p>	
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>1 2 役員等又は使用人が、次の各号のいずれかに該当する入札に関し、刑法第 96 条の 6 第 1 項の規定による公契約関係競売等妨害又は同条第 2 項の規定による談合の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 本市発注工事等</p> <p>    ア 役員等</p> <p>    イ 使用人</p> <p>(2) 本市以外の公共機関発注工事等</p> <p>    ア 役員等</p> <p>    イ 使用人</p>	<p>3 年</p> <p>2 年</p> <p>1 年</p> <p>6 月</p>
<p>(その他の法令等違反)</p> <p>1 3 前各項に掲げる場合のほか、有資格者、役員等又は使用人が、次の各号（ただし、使用人は第 3 号を除く。）のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、送検され、又は起訴された場合</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月～ 3 月</p> <p>1 月～ 1 年</p> <p>1 月～ 3 月</p>
<p>(監督、検査等妨害)</p> <p>1 4 有資格者、役員等又は使用人が、本市発注工事等について、本市職員（本市の委託を受けて監督、検査等を行う者を含む。）が行う監督、検査等を妨害し又は指示に従わず、公正かつ円滑な職務の遂行を妨害したとき。</p>	<p>1 年</p>
<p>(提出および報告義務違反)</p> <p>1 5 有資格者、役員等又は使用人が、高石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）の規定に従わないとき。</p> <p>(1) 同条例第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合</p> <p>(2) 同条例第 9 条第 2 項の規定に基づく報告を本市にしなかった場合</p>	<p>3 月</p> <p>2 月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>1 6 有資格者が、金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>経営が改善されたと認められるまで。ただし、上限は</p>

	2年。
(不正又は不誠実な行為) 17 前各項に掲げる場合のほか、有資格者、役員等又は使用人が、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月～2年

## 高石市契約に係る暴力団体排除措置要綱

平成 24 年 9 月 1 日

告示第 85 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高石市暴力団排除条例（平成 24 年高石市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 7 条から第 9 条までの規定に基づき、高石市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び高石市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年高石市規則第 37 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(入札等除外措置)

第 3 条 市長は、有資格者（高石市契約規則（平成 7 年高石市規則第 3 号）第 6 条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第 16 条に規定する暴力団等対策委員会の審議を経て、同表に規定する期間、当該有資格者を入札から除外し、又は契約の相手方から除外する措置（以下「入札等除外措置」という。）を講じるものとする。

2 前項の規定は、条例第 8 条第 1 項第 4 号に規定する入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から 1 年を経過しない者（以下「登録取下げ者等」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者等」と読み替えるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により、入札等除外措置を受けている有資格者及び登録取下げ者等（以下「入札等除外者」という。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札等除外措置の解除等の申出があった場合において、当該入札等除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、第 16 条に規定する暴力団等対策委員会の審議を経て、当該入札等除外措置を解除するものとする。

(1) 別表第 1 号の措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から 2 年

(2) 別表第 2 号から第 5 号までの措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から 1 年

4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札等除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札等除外者に対して求めることができる。

5 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、所在地、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、第16条に規定する暴力団等対策委員会の審議を経て、有資格者及び登録取下げ者等に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(有資格者の審査における排除)

第5条 市長は、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、公共工事等及び売払い等の一般競争入札を行うに際し、入札参加を認めた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消し、契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名してはならない。

2 市長は、公共工事等及び売払い等の指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消し、契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当すると認められる者の所有する土地等を買収する必要がある場合その他の当該契約の性質又は目的により暴力団員等に該当すると認められる者を随意契約の相手方とすべきやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 入札等除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府高石警察署又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報にかかる事業者

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第9条 市長は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

3 第6条から前条までの規定は、入札等除外者を構成員とする共同企業体についても適

用する。

(契約の解除)

第10条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たって、当該契約書に暴力団の排除に関する条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を盛り込むように指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 市長は、契約相手方及び下請負人等に対し、条例第8条第2項の規定により、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、市に提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置を行う場合は除く。）は、第16条に規定する暴力団等対策委員会の審議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の商号又は名称、代表者の氏名、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は規則第3条第5号アからエまでに規定する者（以下別表において「役員等」という。）のうち暴力団員のある事業者該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その契約相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。また、当該誓約書を提出しなかった入札参加者に対し、高石市指名停止措置要綱（平成23年3月14日決裁）に基づき入札参加停止等の措置を行うものとする。

(協力要請)

第12条 市長は、第3条の規定により入札等除外措置を行ったときは、高石市の公の施設の管理運営を委託している指定管理者、高石市の出資法人に対して、同様の措置を行うように求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 市長は、契約相手方又は下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨の警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受け、公共工事等及び売払い等の履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもと行うものとする。

(入札等除外措置の通知)

第15条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札等除外措置、同条第3

項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起措置又は第11条第2項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市長は、高石市契約に係る暴力団等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する審議を行う。

- (1) 第3条に規定する入札等除外措置及び入札等除外措置の解除
- (2) 第4条に規定する注意喚起
- (3) 第11条第2項に規定する公表

3 委員会の委員は、次の各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 政策推進部長
- (3) 総務部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 土木部長
- (6) 教育部長

4 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行う。

8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(会議)

第17条 会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、警察捜査機関の出席を求め意見を聴くことができる。

(報告)

第18条 委員長は、委員会の審議結果を市長に報告するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項については、委員会の審議を経て、市長が定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

2 高石市暴力団等対策措置要綱（平成6年6月10日決裁）は廃止する。

3 この要綱の施行の日前に高石市暴力団等対策措置要綱による入札等除外措置を受けている有資格者は、この要綱による入札等除外者とみなす。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して不当に金銭、物品その他の財産上の利益又は役務の供与をしたと認められるとき。	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	